特定子ども・子育て支援施設等指導・監査調書【中部広域市町村圏事務組合】

監　査　日	令和　　年　　月　　日（　　）
施　設　名	
応　対　者	
記　入　者	

※色塗り箇所については、法定代理受領を実施している施設のみ確認を行う。

監　査　項　目	確　認　事　項		根拠法令	確　認　内　容	適・否	指　摘　内　容　／　メ　モ	指摘区分
1 特定子ども・子育て支援の提供の記録	①	特定子ども・子育て支援の提供日、時間帯、内容その他必要な事項の記録について	54条	■特定子ども・子育て支援の提供日、提供日ごとの時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容等を記録した書類を作成しているか。 確認した資料〔　　〕 ・提供日の記録（　有　・　無　）　・提供時間の記録（　有　・　無　） ・具体的な内容の記録（　有　・　無　）	適・否		
2 利用料及び特定費用の額の受領	①	施設等利用給付認定保護者から受領する利用料について	55条第1項	■施設等利用給付認定保護者との間で締結された契約に見合った利用料の支払いを受けているか。 確認した資料〔　　〕 ・契約上の金額（　　）　・徴収している金額（　　） ※法定代理受領の場合、施設等利用費の額を控除	適・否		
			55条第1項第2項	■支払い状況、支払い額に関する書類等は適切に管理されているか。 （保護者への領収証の控え、徴収した利用料や特定費用等の金額がわかる書類）	適・否		
	②	施設等利用給付認定保護者から受領する特定費用について ※特定費用は次のいずれかに該当するもの。 （施行規則28条の16） ・　特定子ども・子育て支援に必要な物品の購入費 ・　特定子ども・子育て支援に係る行事への参加費 ・　食事の提供に要する費用 ・　特定子ども・子育て支援を提供する施設等に通う際に提供される便宜に要する費用 ・　その他費用〔　　〕	55条第2項	■特定費用の徴収にあたり、施設等利用給付認定保護者への事前説明を行い、書面での同意を得ているか。 確認した資料〔　　〕	適・否		
				■徴収している特定費用は適切な内容か。 ・使途、額、理由の説明方法・時期（　書面　・　口頭　）（　事前　・　事後　） ・同意を得る方法（　　）	適・否		
				■特定費用として割高な金額が設置されるなど保護者に過度な負担を求めていないか。	適・否		
3 領収証の交付	①	利用料・特定費用の支払いに対する保護者への領収証交付状況について	56条第1項	■施設等利用給付認定保護者から利用料・特定費用を徴収した際は、遅滞なく領収書等を発行しているか。	適・否		
				■領収証に記載する金額は、利用料と特定費用が区分されているか。	適・否		
4 特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	①	特定子ども・子育て支援を提供した日、時間帯、内容、費用の額、その他必要な事項を記載した提供証明書の保護者への交付状況について	56条第2項	■施設等利用給付認定保護者に対して、必要事項等、適切な内容が記載された特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか。 ・特定子ども・子育て支援提供証明書の内容（□提供日・□提供時間帯・□内容・□費用の額） ・特定子ども・子育て支援提供証明書の交付頻度（　月毎　・　それ以外　）	適・否		

監査項目	確認事項		根拠法令	確認内容	適・否	指摘内容／メモ	指摘区分
5 （法定代理受領の場合）	①	施設等利用費の控除について	57条	■施設等利用給付認定保護者から利用費を徴収している場合、施設等利用費を控除された額を徴収しているか。 ・領収書の確認	適・否		
				■領収書の額が市町村から支給された施設等利用費を控除された額か。 ・領収書の確認	適・否		
	②	特定子ども・子育て支援提供証明書の市町村への交付状況、施設等利用給付認定保護者への通知状況について		■特定子ども・子育て支援提供証明書を市町村及び施設等利用給付認定保護者に交付しているか。 ・特定子ども・子育て支援提供証明書の確認	適・否		
				■施設等利用給付認定保護者に施設等利用費（市町村から支給を受けている）の額を通知しているか。 ・通知の確認〔通知方法：　　〕	適・否		
6 施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知	①	特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定保護者が偽り、その他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、または受けようとした際における、施設から市町村への通知状況について	58条	■施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為を行っていないか。また、当該保護者による不正支給等を確認した際、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しているか。 ・不正受給等の事実　（　有　・　無　） ※「有」の場合の市への通知　（　有　・　無　）	適・否		
7 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	①	施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分または特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かにおける、差別的取り扱いの有無について	59条	■施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分または特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。また、施設職員への指導状況の確認。 ・国籍、信条、社会的身分に関する差別的取り扱いの事実　（　有　・　無　） ・子育て支援の提供に要する費用負担に関する差別的取り扱いの事実　（　有　・　無　） ・職員への指導状況　（　十分　・　不十分　） 　※指導方法：	適・否		
8 秘密保持等	①	職員及び管理者における業務上知り得た子どもまたはその家族の秘密の保持について	60条 第1項 第2項	■施設等の職員および管理者並びに職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た児童または家族の秘密を漏らしていないか。	適・否		
				■施設内において、子どもまたはその家族における秘密の管理・保管が適切にされているか。 ※保管方法：	適・否		
	②	職員であった者が業務上知り得た子どもまたはその家族の秘密を保持するための必要な措置について		■施設等の職員および管理者並びに職員であった者に対して、業務上で知り得た子どもまたはその家族の秘密の取り扱いについて適切な指導等がなされているか（退職後も秘密保持の措置がなされているか）。 ※指導方法：	適・否		
	③	小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際における、保護者への事前の同意について	60条 第３項	■施設等が小学校、他の特定子ども・子育て支援施設等その他の機関に対して子どもに関する情報を提供することを保護者との間で書面による合意を取り交わしているか。 確認した資料〔　　〕 保護者の同意　（　有　・　無　）	適・否		

監　査　項　目	確　認　事　項		根拠法令	確　認　内　容	適・否	指　摘　内　容　／　メ　モ	指摘区分
9 記録の整備 確認した資料を以下に記入		職員、設備及び会計に関する諸記録の整備について	61条 第１項	■職員、設備および会計に関する諸記録を整備しているか。 ※参考 内閣府発出の「特定子ども・子育て支援施設等指導指針（令和元年11月）」に例示された①【職員に関する記録の例】②【設備に関する記録の例】③【会計に関する記録の例】等	適・否		
	①	参考 ①【職員に関する記録の例】 ・ 労働契約書、その他適正な賃金や労働条件を明示した書類 ・ 就業規則や給与規程等※正規の手続きを経て整備されたもの ・ 安全衛生管理体制がわかる書類 ・ 各時間帯において保育従事者が施設等の規模に応じて各々の基準に基づき適正に配置されていることがわかる書類 ・ 社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険等）への加入を証する書類 ・ 職員の健康診断の実施状況が分かる書類 ②【設備に関する記録の例】※安全対策の計画策定についてもチェック。←義務化されたため。 ・ 施設・設備が、法令その他各自治体が認める設置基準に従って整備されていることがわかる書類 ・ 施設・設備、備品等が、児童の保健衛生・危害防止に十分配慮され衛生的に管理されていることがわかる書類 ・ 防災計画、害虫駆除、受動喫煙の防止、事故発生防止、防犯対策等が適正に実施されているかがわかる書類 ③【会計に関する記録の例】 ・ 経理規程　※適正な会計処理のため必要な事項を定めたもの ・ 各会計年度毎の収支計算書、損益計算書、貸借対照表等 ・ 施設利用者から預かる金銭等を含めた現預金等の出納管理簿					
	②	子どもに対する子ども・子育て支援の提供に関する次に掲げる記録を整備および文書の保存について 1.「教育・保育の提供の記録」に関し、特定教育・保育の提供に当たっての記録 2.支給認定保護者に関する市への通知」に関し、市への通知に係る記録	61条 第１項	（１①）および（６①）の記録を整備し、その完結の日から５年間保存しているか。	適・否		
10 その他確認事項 ※他に確認した事項があれば記入すること。							

※本確認指導・監査基準では、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」を根拠法令として表記する。